

○ 公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（電子情報処理組織による提出等の特則）</p> <p>第十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請（以下この条において「提出等」という。）を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第四条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の提出等を行う者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術活用法第六条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の場合における情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使</p>	<p>（電子情報処理組織による提出等の特則）</p> <p>第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条及び次条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請（以下この条において「提出等」という。）を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第三条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の提出等を行う者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術利用法第三条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の場合における情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使</p>

用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。

(受験手数料の納付)

第十一条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。

用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。

(受験手数料の納付)

第十一条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出を行う場合において、当該提出を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。